

# 一般財団法人ロングステイ財団定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人ロングステイ財団（英文名 LONG STAY FOUNDATION。略称「L S F」）と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 この法人は、滞在型余暇（以下「ロングステイ」という。）及びこれに関連する事業に関する調査及び研究、情報の収集及び提供、普及・啓発及び支援等を行うことにより、ロングステイ及びこれに関連する事業の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ロングステイ及びこれに関連する事業に関する普及・啓発、及び支援
  - (2) ロングステイ及びこれに関連する事業に関するセミナー、相談会、イベント等の開催
  - (3) ロングステイ及びこれに関連する事業に関する教育及び訓練
  - (4) ロングステイ及びこれに関連する事業に関する調査及び研究
  - (5) ロングステイ及びこれに関連する事業に関する情報の収集及び提供
  - (6) ロングステイ及びこれに関連する事業に関する成果の刊行
  - (7) ロングステイ及びこれに関連する事業に関する情報システムの開発及び運用
  - (8) ロングステイ及びこれに関連する事業に関するサービスサポート
  - (9) ロングステイ及びこれに関連する事業に関する内外関係機関等との交流及び協力
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

### (事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

### (事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするものとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

## 第4章 評議員及び評議員会

### (評議員の定数)

第8条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

### (評議員の任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第11条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(評議員会の構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第13条 評議員会は、次の次項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の招集の通知)

第16条 会長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員会は評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、開催することができる。

(評議員会の議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から議長が指定した評議員1名は前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員及び理事会

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上8名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を理事長とし、1名を専務理事、1名を常務理事とする

ことができる。

3 前項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、3名以内の業務執行理事を置き、この中から専務理事、常務理事、執行理事を選任することができる。

#### (役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長に事故のあるときは、理事長がその職務を代行する。

4 会長が欠けたときは、新たに会長が選任されるまで、理事長がその職務を行う。

#### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

#### (責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下法人法という。）第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

この法人は法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 この法人は、法人法第115条の規定により、外部理事との間に、同法111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

#### (理事会の構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

#### (理事会の権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

#### (理事会の招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 顧問及び事務局

(顧問)

第36条 この法人には顧問5名以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本財団に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮詢に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 第24条第1項の規定は、顧問について準用する。顧問は無報酬とする。

(事務局)

第37条 この法人には、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。

## 第7章 賛助会員

### (賛助会員)

- 第38条 本財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。
- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本財団の事業活動に参加することができる。
  - 3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
  - 4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

- 第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条（及び9条）についても適用する。

### (解散)

- 第40条 この法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

- 第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公示の方法

### (公告の方法)

- 第42条 この法人の公告は電子公告による。
- 2 やむを得ない事由により電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

## 附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事（会長）は船山龍二、最初の代表理事（理事長）は竹内征司とする。

この一般財団法人ロングステイ財団定款の写しは、  
原本と相違ないことを証明します。

平成 29 年 6 月 29 日

東京都港区虎ノ門 1-12-1 虎ノ門第一法規ビル

一般財団法人ロングステイ財団

代表理事 弓野 克彦

